

技術提案評価型（AⅡ型）総合評価落札方式一般競争入札

入札説明書（WTO型）

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる事業の技術提案評価型（AⅡ型）総合評価落札方式一般競争入札等については、関係法令その他の別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。なお、本入札説明書は、令和4年2月28日に公表した実施方針（案）に対する質問と回答及び令和4年4月19日に公表した実施方針（以下、合わせて「実施方針等」という）を反映したものであるが、入札説明書と実施方針等に相違がある場合は、入札説明書の規定内容が優先するものとする。

（注）＊印部分は、下の説明と併せて確認すること。

1 入札に付する事項

発注者	神戸市長
公告	令和4年4月19日 神戸市公告第23号
事業名	ポートアイランド処理場改築更新等事業
事業場所	1 期側用地 神戸市中央区港島中町8丁目4 2 期側用地 神戸市中央区港島南町3丁目7 上記の他、維持管理業務は以下を含む 神戸市中央区港島9丁目11-2 神戸市中央区港島中町1丁目 神戸市中央区港島中町7丁目14 神戸市中央区港島中町8丁目
事業期間	設計・施工 契約締結日の翌日～令和12年3月31日 （ただし、2系水処理供用に伴う施設の引き渡しは令和11年4月1日まで） 維持管理 令和11年4月1日～令和31年3月31日
事業概要	（1）設計・施工業務 ① 本事業に係る実施設計業務 ② 1系水処理施設の再生水設備の更新工事 ③ 2系水処理施設の設備工事 ④ 2系ポンプ棟の築造工事 ⑤ 2系ポンプ棟の設備工事 ⑥ 雨天時浸入水対策施設の築造工事または既存施設の転用工事 ⑦ 既存処理場及び新設処理場の機能維持に必要な業務 ⑧ 上記に関連して必要となる業務 （2）維持管理業務 ① 本事業対象施設の維持管理業務
前払金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。

その他	<p>(1) 本事業は、技術提案を受けた上で、設計業務及び施工業務（以下、「本工事」という。）並びに維持管理業務を一括して発注する設計・施工、維持管理一括発注方式の事業である。</p> <p>(2) 本事業は、技術提案の審査において、提案についての改善を求め、又は提案を改善する機会を与える。また、提案を実施するために必要な設計数量・単価表等の見積が必要な場合には見積等の提出を求め、予定価格を定める技術提案評価型（AⅡ型）総合評価落札方式の事業である。</p> <p>(3) 本事業は、総価契約・単価合意方式の事業である。</p> <p>(4) 本事業は、本事業に関する設計を自ら行う場合だけでなく、本事業に関する設計を構成員（建設コンサルタント）（以下、「設計に係る構成員」という。）が行う場合、入札参加者より委託され本事業に関する設計の一部を行う者（以下、「設計受託者」という。なお、入札参加時点において予定されている者も含む。）との共同による技術提案等も認め、その内容を審査し、評価する事業である。</p> <p>(5) 落札者又は落札者となった企業グループの構成員は、本事業における設計・施工、維持管理に関し、本事業に係る基本契約等を本市と締結する事業である。</p> <p>(6) 落札者又は落札者となった企業グループの構成員は、維持管理業務の実施のためにSPCを設立する場合、SPCを会社法に定める株式会社として神戸市内に設立し、SPCにかかる商業登記簿謄本を本市に提出しなければならない。</p>
-----	--

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、単独企業または複数の企業で構成されるグループとし、グループを構成する企業数は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることは可とする。
- ② 複数の企業で構成されるグループは、設計・施工業務の実施を担う者、維持管理業務の実施を担う者により構成されるグループ（以下、「入札参加者グループ」）とする。
- ③ 入札参加者グループは、施工業務の実施を担う構成企業の中から入札参加者グループの代表企業を定め、代表企業が入札参加資格審査申請書等の申請及び入札手続きを行うこと。
- ④ 入札参加者グループは、入札参加資格審査申請書等の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事について明らかにすること。
- ⑤ 入札参加資格審査申請書等の提出後、入札参加者グループの代表企業及び構成企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事業があると本市が認めた場合に限り認めるものとする。
- ⑥ 単独企業及び入札参加者グループの構成企業は、他の入札参加者グループの構成企業になることはできない。

(2) 共通の入札参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
 - (ア) 「会社更生法」（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - (イ) 「民事再生法」（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

- ③ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- ④ 入札参加資格の審査申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、本市の指名停止処分を受けている者でないこと。
- ⑤ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者並びにこれらの者と資本面及び人事面において関連のある者でないこと。「資本面及び人事面において関連のある者」とは、16 その他 P-7 その他 (1) ア及びイに該当する者をいう。なお、本事業に係る本市のアドバイザー業務に関与した者は、以下に示すとおりである。
- ・PwC アドバイザリー合同会社
 - ・日本工営株式会社
 - ・玉野総合コンサルタント株式会社
 - ・PwC 弁護士法人

(3) 設計・施工業務の実施を担う者の要件

文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含む。

形態	*A	単独企業又は特定建設工事共同企業体
構成員の数		2社又は3社又は4社
単独企業又は共同企業体の各構成員（代表者を含む）の共通の条件		<p>(1) 本事業において主として担当する業務について、令和4・5年度神戸市工事請負競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（神戸市契約規則第3条の2第1項又は第27条の4第1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）</p> <p>(2) 土木工事、建築工事、機械設備工事、及び電気設備工事の各工事において、単独企業又は各工事を担当する構成員は、当該工事期間中に監理技術者又は主任技術者を専任配置すること。また、構成員1社が上記の複数の工事を担当する場合は、担当工事に係る配置技術者を専任配置すること。</p>
共同企業体の各構成員（代表者を含む）に関する条件		
その1		
建設業の許可		土木工事業及び建築工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果の点数	*B	土木工事一式及び建築工事一式の総合評価値がそれぞれ900点以上
施工実績		下水道法上の下水処理場又はポンプ場の土木及び建築部分の建設工事を、元請けとして平成18年度以降に完成させた実績があること。（同一施設で土木と建築が別契約のものでもよい）ただし、共同企業体の構成員として施工したものは、代表者として施工したものに限り実績に含める。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

その2	
建設業の許可	機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果の点数 *B	機械器具設置工事及び水道施設工事の総合評価値がそれぞれ1000点以上
施工実績	下水道法上の終末処理場で、処理能力1万m ³ /日以上生物反応槽において、窒素・リン同時除去の高度処理方式の反応槽設備を、新設又は更新する工事を、元請けとして平成18年度以降に完成させた実績があること。ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。なお、窒素・リン同時除去の高度処理方式とは、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤添加）、循環式硝化脱窒法（凝集剤添加）の他、これらの方法と同程度以上に下水中の窒素・リンを処理することができる処理方式を含む。
その3	
建設業の許可	電気工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果の点数 *B	電気工事の総合評価値が1000点以上
施工実績	下水道法上の終末処理場において、下記の全ての設備を元請けとして平成18年度以降に完成させた施工実績があること。ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。 (a) 高圧受変電設備（自社で製作した高圧受変電盤を用いたものに限る） (b) 水処理又は汚泥処理に係る動力負荷設備（自社で製作した動力制御盤を用いたものに限る） (c) 中央監視設備（自社で製作したコントローラ盤・監視装置を用いたものに限る）
構成員の組合せ	その1、その2、その3いずれの構成員も必ず含むこと。なお、複数の構成員の資格を1社で満たしてもよい。

本工事に関する設計を施工業務の実施を担う者が行う場合、又は本工事に関する設計の一部を委託する場合に単独企業又は構成員に必要な資格 ***A**

本工事に関する設計を施工業務の実施を担う者が行う場合、又は本工事に関する設計の一部を委託する場合は、その設計に係る単独企業又は構成員に対して、以下の競争参加資格要件を設定する。	
資格	（1）本工事に関する設計を施工業務の実施を担う者が自ら行う予定の場合、構成員のいずれか又は単独企業は、次の要件を全て満たすものであること。 (a) 建築設計を担う構成員又は単独企業は、建築士法（昭和25年法律第

	<p>202号) 第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、建築設計業務の担当技術者として一級建築士を配置できること。</p> <p>(b) 建築設計以外の各設計を担う各構成員又は単独企業は、以下のアからウのいずれかを満たす者が在籍していること。</p> <p>ア 技術士法（昭和56年法律第25号）に定める技術士で、技術士（上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか、又は、総合技術監理部門（選択科目は上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか））の資格を有する者</p> <p>イ R C C M（選択部門は下水道、鋼構造及びコンクリート、機械、電気電子のいずれか）の資格を有する者</p> <p>ウ 外国資格を有する技術者で上記ア又はイ相当との国土交通大臣認定等を受けている者</p> <p>(c) 各設計を担う各構成員又は単独企業は、(b)アからウのいずれかを満たす者を設計業務の管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者として配置できること。ただし、単独企業又はある構成員が土木工事、建築工事、機械設備工事、及び電気設備工事のうち複数の工事の設計業務を担当する場合は、管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者は他の工事の設計を兼務することができるものとする。建築設計のみを行う構成員は一級建築士を管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者とすることも可能とする。また、管理技術者、設計主任技術者は兼務することができるが、照査技術者は兼務することはできない。なお、施工業務における現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者及び設計主任技術者を兼務することができる。</p> <p>(2) 本工事に関する設計の一部を自ら行なわない場合、設計受託者にその設計を委託することができるが、設計を委託する構成員又は単独企業は、担当する工事の設計業務につき上記(b)アからウで定めるものを設計業務の管理技術者として配置すること。なお、施工業務における現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者を兼務することができる。</p>
--	--

本工事に関する設計の全部又は一部を設計に係る構成員が行う場合、又は設計の一部を委託する場合の設計受託者に必要な資格 *A'

<p>本工事に関する設計の全部又は一部を設計に係る構成員が行う場合、又は設計受託者に設計の一部を委託する場合は、その設計に係る構成員又は設計受託者に対して、以下の競争参加資格要件を設定する。</p>	
<p>資格</p>	<p>(1) 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（神戸市契約規則第3条の2第1項又は第27条の4第1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）</p>

	<p>(2) 技術士法（昭和56年法律第25号）に定める技術士で、技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とする。）、又は、総合技術監理部門（選択科目は上下水道部門一下水道））の資格を有する者、RCCM（選択部門は下水道）の資格を有する者、外国資格を有する技術者で上記相当との国土交通大臣認定等を受けている者のいずれかを満たす者が在籍していること。</p> <p>(3) 設計に係る構成員は、(2)の要件を満たす者を設計業務の管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者として配置できること。なお、管理技術者、設計主任技術者は兼務することができるが、照査技術者は兼務することはできない。</p> <p>(4) 設計受託者は、(2)の要件を満たす者を設計主任技術者及び照査技術者として配置できること。なお、設計主任技術者と照査技術者は兼務することはできない。</p> <p>(5) 設計受託者は、2(2)の要件を満たす者であること。</p>
業務実績	<p>(1) 設計に係る構成員が本事業における全ての設計を行う場合は以下の全てを満たすこと。</p> <p>(a) 下水道法上の下水処理場又はポンプ場の土木及び建築部分の実施設計業務（同一施設で土木と建築が別契約のものでもよい）を、元請として平成18年度以降に完成させた実績があること。</p> <p>(b) 下水道法上の下水処理場又はポンプ場の機械及び電気設備の実施設計業務（同一設備で機械と電気が同一契約のものに限る）を、元請として平成18年度以降に完成させた実績があること。</p> <p>(2) 設計に係る構成員が本事業における設計を施工業務の実施を担う者と分担する場合は、設計に係る構成員が土木、建築設計を行う場合は上記(a)を、機械、電気設計を行う場合は上記(b)の要件を満たすこと。</p> <p>(3) 設計受託者は、土木、建築設計を行う場合は上記(a)を、機械、電気設計を行う場合は上記(b)の要件を満たすこと。</p>

*** A 形態が特定建設工事共同企業体である場合にさらに必要な資格**

- (1) 構成員の自主結成であること。
- (2) 共同請負について(昭和28年3月10日建設省発建第9号)に規定する甲型（共同施工方式）であること。又は、乙型（分担施工方式）であること。
- (3) 甲型の場合、代表者の出資比率が、構成員中最大であること。
- (4) 乙型の場合、本工事における各構成員の分担工事を定めること。

*** A' 設計に係る構成員及び設計受託者にさらに必要な資格**

- (1) 建築設計を担う場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、建築設計業務の担当技術者として一級建築士を配置できること。
- (2) 入札参加する複数の者からの設計受託を予定していないこと。
 なお、設計受託者の倒産等やむを得ない理由により設計の履行が不可能になった場合を除き、

落札決定後の設計受託者の変更は認めない。やむを得ず設計受託者を変更する際は、本市の承諾を得ること。

***B 経営事項審査の結果の点数を要件としている場合**

経営事項審査の結果の点数は、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。

(4) 維持管理業務の実施を担う者の要件

本事業に関する維持管理業務の実施を担う者に対して、以下の競争参加資格要件を設定する。	
形態 *C *C'	単独企業、共同企業体又は特別目的会社
共同企業体の構成員の数	2社又は3社又は4社
資格	<p>(1) 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。(神戸市契約規則第3条の2第1項又は第27条の4第1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。)</p> <p>(2) 単独企業、維持管理業務の共同企業体(以下、「維持管理JV」という。)の構成員(以下、「維持管理JV構成員」という。)のいずれか又は特別目的会社(以下、「SPC」という。)の構成企業(以下、「SPC構成企業」という。)のいずれかは次の要件を満たすこと。</p> <p>(a) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。</p>
業務実績	<p>(1) 単独企業、維持管理JV構成員のいずれか又はSPC構成企業のいずれかは次の要件を満たすこと。</p> <p>(a) 平成18年度以降に、公共下水道、流域下水道における、処理能力1万m³/日以上の下水处理施設(オキシデーショondiッチ法を除く)において、元請として維持管理業務を実施した実績が入札日において1年以上あること。</p>

***C 形態が共同企業体である場合にさらに必要な資格**

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員(以下、「建設JV構成員」という。)のいずれか(設計・施工業務の実施を単独で行う場合は、設計・施工業務を行う単独企業)及び維持管理の実施を担う者から維持管理JVを自主結成すること。
- (2) 代表者の出資比率が、構成員中最大であること。なお、代表者は建設JV構成員(本事業の設計業務及び施工業務を単独で行う場合は、単独企業)である必要はない。

***C' 形態が特別目的会社である場合にさらに必要な資格**

- (1) 会社法に定める株式会社として特別目的会社(以下、「SPC」という。)を設立する場合、維持管理業務開始までに神戸市内に設立し、SPCにかかる商業登記簿謄本を本市に提出すること。

- (2) 落札者が単独企業の場合、落札者のみが出資するものとする。
- (3) 落札者が入札参加者グループの場合、S P Cの代表企業の株式保有割合は最大とし、S P C設立時から事業期間を通じて100分の50を超えること。なお、S P Cの代表企業は建設J V構成員（本事業の設計業務及び施工業務を単独で行う場合は、単独企業）である必要はない。
- (4) 建設J V構成員のいずれか（本事業の設計業務及び施工業務を単独で行う場合は、単独企業）及び維持管理業務を担う構成企業は、必ずS P Cに出資するものとし、その他の構成企業は任意とする。
- (5) 構成企業以外の出資者は認めないものとする。
- (6) 当該S P Cに出資する者は、維持管理業務委託契約が終了するまで、S P Cの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

3 要求水準書 他関係資料の貸与

(1) 要求水準書等

対象者	入札参加を希望する者
日 時	この公告の日から資格審査書類の提出の日までの間
形 式	P D Fファイル形式又はE x c e l形式又はW o r d形式にしたもの
方 法	本市ホームページに掲載するので、ダウンロードすること。
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ポートアイランド処理場改築更新等事業 実施方針 ・ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準書（添付資料を含む） ・ポートアイランド処理場改築更新等事業 落札者決定基準 ・ポートアイランド処理場改築更新等事業 様式集 ・ポートアイランド処理場改築更新等事業 基本協定書（案） ・ポートアイランド処理場改築更新等事業 基本契約書（案） ・ポートアイランド処理場改築更新等事業 工事請負契約書（案） ・ポートアイランド処理場改築更新等事業 維持管理業務委託契約書（案） <p>この入札説明書と上記資料は一体をなすものとして取扱う。（以下、あわせて「入札説明書等」という。）</p>
その他	契約に至らなかった入札参加者は、貸与資料を速やかに破棄又は削除すること。

(2) 添付資料及び参考資料

対象者	入札参加を希望する者
形 式	P D Fファイル形式又はE x c e l形式又はW o r d形式にしたもの
方 法	<p>7月5日（火）午後5時までに添付資料及び参考資料送付願兼誓約書（様式第1-4）を下記に提出すること。</p> <p>提出先：神戸市建設局下水道部経営管理課（以下「経営管理課」という。）</p> <p>提出方法：電子メール（宛先メールアドレス gesui_gyomu_kobo@office.city.kobe.lg.jp）</p> <p>件名は「添付資料等申込（企業名）」とすること。</p>
資 料	要求水準書の添付資料及び参考資料（詳細は要求水準書を参照）
その他	契約に至らなかった入札参加者は、資料を速やかに破棄又は削除すること。

(3) 貸与図書

対象者	入札参加を希望する者
形式	製本
期間	貸与してから7日間
方法	7月5日(火)午後5時までに参考図書借用願兼誓約書(様式第1-5)を下記に提出すること。 提出先: 経営管理課 提出方法: 電子メール(宛先メールアドレス gesui_gyomu_kobo@office.city.kobe.lg.jp) 件名は「貸与図書申込(企業名)」とすること。
資料	・ポートアイランド処理場水処理施設第2期拡張実施設計(土木)構造計算書 生物反応槽 ・ポートアイランド処理場水処理施設第2期拡張実施設計(土木)構造計算書 最初沈殿池 ・ポートアイランド処理場水処理施設第2期拡張実施設計(土木)構造計算書 最終沈殿池 ・ポートアイランド処理場水処理施設第2期拡張実施設計(建築)構造計算書 生物反応槽 ・ポートアイランド処理場水処理施設第2期拡張実施設計(建築)構造計算書 最初沈殿池 ・ポートアイランド処理場水処理施設第2期拡張実施設計(建築)構造計算書 最終沈殿池
その他	契約に至らなかった入札参加者は、資料を速やかに破棄又は削除すること。

4 現地確認

現地確認を希望する者は、現地確認申込書(様式第1-1-1、1-1-2号)を提出し事前予約を行うこと。

(1) 実施する現地確認

- ① 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
- ② 土木施設等の状況確認のための現地見学会

(2) 現地確認実施期間

- ① 令和4年5月10日(火)～5月11日(水)
- ② 令和4年5月23日(月)～5月24日(火)

(2) 申込書提出期限

- ① 令和4年4月26日(火)午後5時まで
- ② 令和4年5月13日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

提出先 経営管理課

提出方法 電子メール(宛先メールアドレス gesui_gyomu_kobo@office.city.kobe.lg.jp)

件名は「現地確認申込(企業名)」とすること。

(4) 現地確認日時

申込者に電子メールで通知する。

(5) 注意事項

現地確認は、他の希望者と同時に行う場合がある。現地確認の対象範囲は、本事業に係る範囲のみとし、処理場の運転に支障のある行為は行わないこと。また、現地確認時は本市職員が立会するため、本市職員の指示に従ったうえ、自主的な安全管理に努めること。なお、現地確認実施期間中の降雨があらかじめ予想される場合などは、本市より現地確認希望者に日程調整の連絡を電子メール等で行う場合があるため、この調整に協力すること。

5 入札説明書等に関する質問及び意見回答

(1) 入札説明書等に関する質問及び意見があるときは、以下のとおり受け付ける。

①事項及び受付期間

ア 入札参加資格に関する質問及び意見 令和4年4月20日(水)～5月18日(水)午後5時

イ 入札参加資格以外に関する質問及び意見 令和4年5月18日(水)～6月2日(木)午後5時

②提出先 経営管理課

③提出様式 質問書様式(①アは様式第1-2号、①イは様式第1-3号)によること。

④提出方法 電子メール(宛先メールアドレス gesui_gyomu_kobo@office.city.kobe.lg.jp)

件名は①アは「質問及び意見(入札参加資格)(企業名)」

①イは「質問及び意見(入札参加資格以外)(企業名)」とすること。

(2) 回答は、本事業ホームページに掲載する。掲載予定日時は以下のとおり。

①アの質問及び意見への回答 令和4年6月2日(木)

①イの質問及び意見への回答 令和4年7月4日(月)

(3) 回答書は仕様書の追補とみなし、入札説明書等における優先順位第一位となる。ただし、技術資料の作成に関する質問及び意見のうち、入札参加者の技術提案内容に係わる事項等については、質問及び意見を行った入札参加者にのみ回答する場合がある。

(4) 令和4年2月28日に本事業ホームページで掲載を行った「実施方針(案)への質問及び意見への回答」及び「要求水準書(案)への質問及び意見への回答」は、入札時においても有効となる資料である。ただし、上記回答と重複するものが(1)①ア及びイであった場合は、当該(1)①ア及びイに対する回答を正とする。

6 入札参加資格の審査の申請方法 *D

受付期間	令和4年6月28日(火)～7月5日(火)まで	*E
提出書類	(1)本事業に係るグループ認定申請書(様式第2-1号)、入札参加者届出書(単独企業用)(様式第2-1'号) (2)共同企業体であることを確認する書類 *F ア 特定建設工事共同企業体協定書(甲型)(様式第2-2-1号) イ 特定建設工事共同企業体協定書(乙型)(様式第2-2-2号) ウ 維持管理業務共同企業体協定書(様式第2-2-3号) (3)一般競争入札参加資格審査申請書(様式第2-3号) (4)資本関係・人的関係調書(様式第2-4号) *G (5)設計業務実績調書(様式第2-5号) *H (6)施工業務実績調書(様式第2-6号) *I (7)維持管理業務実績調書(様式第2-7) *J	

	(8) 配置予定設計技術者届（様式第 2-8 号） *K (9) 配置予定技術者届（様式第 2-9 号） *L (10) 配置予定維持管理総括責任者届（様式第 2-10 号） *M (11) 設計業務の役割分担調書（様式第 2-11 号） (12) SPC 出資構成調書（様式第 2-12 号） *N (13) 入札参加資格審査結果通知返信用封筒（長 3 号(120mm×235mm)の封筒に、返信先を記載し、94 円切手をはり付けたもの）
受付場所	神戸市中央区磯辺通 3 丁目 1 番 7 号コンコルディア神戸 3 階 神戸市建設局下水道部経営管理課

*D 入札参加資格の審査の申請方法

- (1) 提出書類の様式は、本事業ホームページからダウンロードすること。提出部数は、上表(2)を除き各 1 部とする。
- (2) 提出方法は、経営管理課あてに郵送又は持参すること。
- (3) その他
 - ① 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - ② 提出された書類は、返却しない。
 - ③ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、入札参加資格を有するとの認定を取り消し、また神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

*E 受付期間

持参による場合、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時までとする。

郵送で提出する場合は、受付期間の最終日時までに経営管理課に到着しておくこと。なお、郵送にあたっては、必ず郵便書留等の配達記録が残るものを利用すること。

*F 共同企業体であることを確認する書類を求めている場合

提出部数は、構成員の数に 1 を加えて得た数とすること。なお、当該協定書のうち構成員の数に相当する部数については、提出時に確認の上、返却する。

*G 資本関係・人的関係調書を求めている場合

入札参加資格の審査の申請をする者の形態（単独企業・入札参加者グループ）を問わず提出すること。入札参加資格の審査の申請をする者が単独企業である場合は当該会社、入札参加者グループである場合は全ての構成企業についての調書を提出すること。

入札参加資格の審査の申請後、入札までの間に、調書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更後の調書を提出すること。

なお、申請者の過失により、記載事項に重大な誤りがあった場合は、入札してはならず、直ちに入札参加資格の審査の申請の取り下げ（入札参加資格を有する旨の通知後においては、入札辞退の届け出）を行うこと。これに違反して入札した場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

*H 設計業務実績調書を求めている場合

本工事に関する設計の全部又は一部を設計に係る構成員が行う場合、又は設計の一部を委託する場

合に提出すること。

設計業務実績調書の内容が確認できる書類は、原則としてTECRIS業務カルテのデータ一式によること。

TECRIS業務カルテだけでは上記業務実績が確認できない場合は、設計図書、業務内訳明細書、位置図、平面図等の写しを追加すること。

TECRIS業務カルテがない場合は、契約書の写し及び設計図書、業務内訳明細書、位置図、平面図の等の写しによること。

***I 施工業務実績調書の内容が確認できる書類を求めている場合**

原則としてCORINS工事カルテの竣工時登録データ一式によること。

CORINS工事カルテだけでは上記施工実績が確認できない場合は、設計図書、工事内訳明細書、位置図、平面図等の写しを追加すること。

CORINS工事カルテがない場合は、契約書の写し及び設計図書、工事内訳明細書、位置図、平面図等の写しによること。

***J 維持管理業務実績調書を求めている場合**

契約書等の写しを提出すること。

***K 配置予定設計技術者届を求めている場合**

複数の候補者を提出することもできる。

技術者は入札の執行日以前に原則三ヶ月以上の直接的雇用関係にあることが必要である。

入札後、契約の相手方となった者は、入札時において提出していた配置予定設計技術者の中から、実際に配置する技術者を選定すること。

***L 配置予定技術者届を求めている場合**

複数の候補者を提出することもできる。

技術者は入札の執行日以前に原則三ヶ月以上の直接的雇用関係にあることが必要である。

請負金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）の場合、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置することが必要である。

ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成28年12月19日付け国土建第349号）三「（2）監理技術者等の専任期間」に定める以下①～④の期間（①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）、②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間、③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間、④工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間）については専任を要しない。

他の工事における配置予定技術者と重複してもかまわないが、開札の日が同じである複数の工事の入札に参加しようとする場合は、当該入札全部にかかる配置予定技術者の実人数が当該入札件数未満であってはならない。

入札参加資格の審査の申請をする者が共同企業体である場合は、施工に関わる構成員全員の分を提出すること。

入札参加資格の審査の申請後、入札までの間に、他の工事を受注したこと等により、記載した技術者を配置することができなくなったときは、直ちに他の者を配置予定技術者として提出すること。他の者を配置予定技術者とすることができない場合は、入札してはならず、直ちに入札参加資格の審査の申請の取り下げを行うこと。これに違反して入札した場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

なお、入札後、契約の相手方となった者は、入札時において提出していた配置予定技術者の中から、実際に配置する技術者を選定すること。

*** M 配置予定維持管理総括責任者届を求めている場合**

複数の候補者を提出することもできる。

総括責任者は入札の執行日以前に原則三ヶ月以上の直接的雇用関係にあることが必要である。

入札後、契約の相手方となった者は、入札時において提出していた配置予定維持管理総括責任者の中から、実際に配置する者を選定すること。

*** N SPC出資構成調書**

維持管理業務開始までにSPCを設立する場合、予定する出資構成等を提出すること。

7 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）の確認及び結果の通知

(1) 結果の通知

令和4年7月20日（水）

- (2) 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）は提出された書類により審査し、その結果は入札参加資格審査結果通知書により、指定する日に電子メール及び書面で通知する。
- (3) 入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）がないと認定された者には、(2)の通知書にその理由を付す。
- (4) (3)の理由を付した(2)の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができる。
- (5) (4)により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、事業名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で経営管理課に提出すること。（様式自由。紙書類により提出すること。）
- (6) (4)による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に書面により回答する。

8 技術提案書の提出

(1) 提出する技術提案書

要求水準書をはじめ入札説明書等に基づき、設計業務及び施工業務並びに維持管理業務を立案し、その内容を示した技術提案書、技術提案に対応した設計数量及び見積書を提出すること。

提出する技術提案書は、様式集の「第1 様式一覧 3 技術提案書様式」のとおり。様式集の「第2 技術提案書の作成要領等」及び入札説明書等に基づいて作成し、提出すること。なお、見積書は、予定価格に反映させるための参考資料として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

様式は、本事業ホームページからダウンロードすること。提出部数、電子データのファイル形式及び提出媒体等については様式集の「第2 技術提案書の作成要領等」のとおりとする。

(2) 提出方法

経営管理課への持参による。

(3) 提出日時

令和4年9月2日（金）～令和4年9月5日（月）午前9時～正午、午後1時～午後5時
受付は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。

9 技術提案に関する確認等

(1) 技術提案の改善（技術対話）

① 技術対話について、発注者と入札参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め又は入札参加者に提案を改善する機会を与える。

技術対話の実施日時 令和4年10月12日（水）～令和4年10月14日（金）

なお、入札参加者ごとの日時及び場所は個別に連絡する。

② 提案者側の出席者は、技術提案書の内容を十分に理解し説明できる者とし、複数でも可とするが提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

③ 設計についての技術提案を適切に評価するため、原則として、設計受託者の同席も求める。ただし、同席は設計受託者の任意の協力によるものとする。

④ 技術提案書の記載内容について、事業者プレゼンテーション及び技術対話により、要求水準書に定める要件を満たしているかどうかを確認し、要件を満たしていない場合には、事業者が提出した技術提案に対する改善を通知する。改善通知の予定日は以下のとおりとする。

改善通知 令和4年10月27日（木）

(2) 改善された技術提案書（改善技術提案書）の提出日時等

提出期間 令和4年11月28日（月）～令和4年11月29日（火）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

提出方法 経営管理課への持参による

なお、改善技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じて要求する資料の提出には応じなければならない。

また、本事業の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(3) 改善技術提案書に対する見積書（再見積書）の提出

改善技術提案書の提出に併せて、改善した技術提案書の内容を反映した再見積書を提出すること。提出期間及び提出方法は、（2）と同じ。

(4) 技術提案に対する審査内容

技術提案の審査過程で高度な技術的判断を要する場合は学識経験者等による組織を活用する場合がある。

(5) 見積書のヒアリング

必要に応じて入札参加者に対して技術提案の見積書及び再見積書に関するヒアリングを行う。ヒアリングを行う場合の日時及び場所は、入札参加者ごとに個別に連絡する。ヒアリングには、配置予定技術者及び見積書の説明ができる者の出席を求める。その際、設計についての見積書の内容を適切に確認するため、原則として、入札参加者における設計者及び設計受託者の同席も求める。ただし、設計受託者の同席は任意の協力によるものとする。

(6) その他(8、9共通)

- ① 以下の場合、当該入札は失格とする。
 - ア 技術資料の全部又は一部を提出しない場合
 - イ 技術資料に虚偽の記載がある場合
 - ウ その他技術資料に関して適正な評価ができない場合
- ② 9(2)の提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ③ 提出された技術資料に虚偽の記載があった場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- ④ 技術資料の作成、提出に係る一切の経費は、入札参加者の負担とする。
- ⑤ 提出された技術資料は返却しない。
- ⑥ 提出のあった技術提案等は、その採否に関わらず公表しない。

10 総合評価に関する事項

(1) 評価基準

本事業の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。(詳細は、「落札者決定基準」による。)

① 標準点

入札参加者から提出された技術提案書の内容が、本市が示す最低限の要求要件を満たした場合に100点を与える。

② 加算点

入札参加者から提出された技術提案書の内容に応じ、「落札者決定基準」別紙表-3の「技術評価点の評価項目及び配点」に基づき評価を行い、技術評価点(50点満点)を算出する。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、除算方式により上記(1)①と②を合計して得られた技術評価点を入札価格で除して得る数値(以下「評価値」という)をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格である者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、低入札価格調査手続要綱に基づき、その者を落札者としないことがある。

また、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、それらの者のうち、技術評価点の最も高い者を落札者とし、技術評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者がくじを引かない場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

11 入札参加資格(技術提案に関する要件)の確認及び結果の通知

(1) 結果の通知

令和5年1月17日(火)

- (2) 入札参加資格(技術提案に関する要件)は提出された書類により審査し、その結果は入札参加資格審査結果通知書により、指定する日に電子メール及び書面で通知する。
- (3) 入札参加資格(技術提案に関する要件)がないと認定された者には、(2)の通知書にその理由を付す。
- (4) (3)の理由を付した(2)の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して

5日（土・日・祝日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができる。

(5) (4)により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、事業名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で経営管理課に提出すること。（様式自由。紙書類により提出すること。）

(6) (4)による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に書面により回答する。

12 入札の日時及び場所等

(1) 持参の場合

日時	令和5年1月30日（月） 午前9時～午前10時まで
方法	入札書（様式第6-1号）を、必要書類（下記（4）(1)参照）を添付の上、封筒に入れ封緘し、封筒の表に「入札書在中」と朱書し、下記窓口に提出すること。
場所	経営管理課

(2) 郵送の場合

日時	令和5年1月27日（金）の午後5時までに、下記あて先に到着していること。
方法	入札書（様式第6-1号）を、必要書類（下記（4）(1)参照）を添付の上、封筒（様式は自由）に入れ封緘し、さらに別の封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「入札書在中」と朱書し、書留郵便で送付すること。
あて先	郵便番号651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3F 神戸市建設局下水道部経営管理課

(3) 入札書の添付書類、入札の方法等

入札について	<p>(1) 入札書に添付する必要書類について</p> <p>入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めるので、入札書（様式第6-1号）提出時に以下の書類をすべて添付すること。提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とする。また、内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合、入札を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費内訳書（様式第5-1号） ・ 設計費内訳書（様式第5-2号） ・ 工事費内訳書（様式第5-3号） ・ 維持管理費内訳書（様式第5-4号） ・ 土木工事価格内訳書（様式第5-5-1号） ・ 土木工事価格明細書（様式第5-5-2号） ・ 建築工事価格内訳書（様式第5-6-1号）※建築設備工事含む ・ 建築工事価格明細書（様式第5-6-2号）※建築設備工事含む ・ 機械設備工事価格内訳書（様式第5-7-1号） ・ 機械設備工事価格明細書（様式第5-7-2号） ・ 電気設備工事価格内訳書（様式第5-8-1号） ・ 電気設備工事価格明細書（様式第5-8-2号） ・ 維持管理業務価格内訳書（様式第5-9-1号） ・ 維持管理業務価格明細書（様式第5-9-2号）
--------	---

	<p>(2) 入札書記載金額について</p> <p>落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
辞退の方法	入札を辞退する場合、辞退届を提出すること。提出期限等は（1）又は（2）による。辞退届の様式は自由とする。

13 開札予定日時及び方法

開札予定日時	令和5年1月31日（火）午前10時30分を予定
場所	〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3F 神戸市建設局下水道部第1会議室

14 技術資料の評価の公表と説明の請求

- (1) 技術資料の評価（技術評価点）は、落札者決定後に公表する。
- (2) 技術資料の評価について不服のある入札者は、入札結果の公表の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に、市長に対して、評価についての説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、工事名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で経営管理課に提出すること（様式自由。紙書類により提出すること。）。
- (4) (3)による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して5日（土・日・祝日を除く。）以内に書面により回答する。

15 契約等に係る事項

(1) 契約書の作成に関する事項

落札後、契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。落札者は、速やかに経営管理課で契約書類等を受領し、速やかに所定の手続きをすること。所定の手続がない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となる。

(2) 契約保証金に関する事項

工事請負契約の契約保証金は、工事請負契約に係る契約金額の100分の10以上とする。

維持管理業務委託契約の契約保証金は、維持管理業務委託契約に係る契約金額の100分の10以上とする。

なお、詳細は各契約書による。

(3) 担保期間に関する事項

担保期間は、要求水準書において定められた期間とする。

なお、低入札価格調査を経た契約についても同様とする。

(4) 現場代理人に関する事項

契約に際して現場代理人を定め、本市に通知すること。現場代理人は、本市が認める場合を除き、工事現場に常駐する必要がある。また、本工事期間は専任となる。現場代理人は、請負人と直接的

雇用関係にある者のうちから選任すること。なお、現場代理人は主任技術者や監理技術者と兼ねることができる。

(5) 契約の締結にあたり、落札者が提出した技術提案等は契約図書の一部とする。

(6) 社会保険加入に関する事項

建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領（平成 31 年 3 月 22 日行財契第 1423 号通知）に従い、手続きを行うこと。

社会保険未加入建設業者は、請負人となることができない。

また、原則として社会保険未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることはできない。

社会保険未加入建設業者とは、次のいずれかの届出を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）をいう。

- ①健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出
- ②厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
- ③雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出

(7) 支払限度額の割合

各会計年度における請負代金の支払限度額の割合は、概ね次のとおりとする。各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1%	2%	18%	9%	10%	30%	24%	6%

(8) 事業者への支払い

事業者が実施する設計・施工業務及び維持管理業務に対する支払いは下記により行う。

① 設計・施工業務

設計業務及び施工業務に係る対価を設計・施工期間中に年度ごとの出来高に応じて、本市が設定する支払限度額内にて支払う。

② 維持管理業務

維持管理業務に係る対価を毎月 1 回支払う。支払方法等は維持管理業務委託契約書による。

16 その他

仮契約の有無 *0	無
予定価格 (消費税相当額を除く)	事後公表 技術提案書の審査の結果を踏まえて、予定価格を作成する上で適切な計画を活用して予定価格を本市で算定する。なお、適切な施工計画の選定にあたっては、各社の計画の部分的な内容の組合せは行わないものとする。 予定価格は設計・施工業務と維持管理業務について各々算定する。入札価格の内訳のうち、いずれか一方でも該当業務の予定価格を超過していた場合、当該入札をした者は失格とする。

再入札	予定価格以下の入札がない場合、当初の入札において、入札価格の内訳のうち、予定価格の内訳のいずれも又はいずれか一方を上回る入札をした者のみを対象に、直ちに再入札を行う。再入札に際しては、内訳書の添付を求めない。再入札によっても予定価格以下の入札がない場合は不調打切とする。なお、不調打切となった場合、再入札における入札価格の低い者から随意契約の協議を行う場合がある。
低入札価格調査制度適用の有無	有 入札価格の内訳のうち、施工業務に係る価格においては、低入札価格調査制度の適用対象とする。低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査等を実施の上、落札者を決定する。
失格基準価格の設定	無
照会先	神戸市建設局下水道部経営管理課（電話番号 078-806-8036）
その他 *P	

*0

● 仮契約が「無」の場合

仮契約は締結せず、契約の相手方が決定後、速やかに本契約を締結する。

*P

P-1 入札及び契約に関する事務を担当する部局

(1) 入札に関する事務を担当する部局

郵便番号 651-0084

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3F

建設局下水道部経営管理課（電話番号 078-806-8036）

(2) 契約に関する事務を担当する部局

(1) と同じ。

P-1' 技術的事項（技術提案、技術対話等）に関する事務を担当する部局

郵便番号 651-0084

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3F

建設局下水道部経営管理課（電話番号 078-806-8764）

P-2 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除する。

P-3 入札方法等

- (1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (2) 入札の手続における交渉は行わない。
- (3) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

P-4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書で入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (12) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

P-5 契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限る。

P-6 その他

- (1) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

入札参加者グループを構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者グループを構成する企業でないこと。「資本関係又は人的関係のある者」とは次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。これに該当する者が構成企業である入札参加者グループのした入札は全て無効とする。ただし、該当する者が構成企業である入札参加者グループの一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- i. 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ii. 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - iii. 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - iv. 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 - ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (2) 入札にあたって談合行為等(神戸市工事請負契約約款記載の「談合行為その他の不正行為に対する措置」の条第1項各号の規定による乙の違法行為をいう。)を行い契約を締結したことが判明した場合は、同条の規定に基づき違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがある。
 - (3) 低入札価格調査に係る基準価格未満で入札しようとする者は、低入札価格調査手続要綱(平成8年1月22日市長決定)第6条に係る資料を入札日までに準備し、開札後直ちに経営管理課に提出できるようにすること。(低入札価格調査手続要綱及び提出資料の様式は神戸市電子入札サイト(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)からダウンロードすること。)
なお、本事業は総合評価落札方式のため、同要綱を適用する場合には、同要綱の規定中「最低価格入札者」とあるのは「評価値の最も高い者」と、「次順位者」とあるのは「評価値の次順位者」と読み替えるものとする。
 - (4) この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができる。
 - (5) 入札手続に係る電子メール使用の留意事項
手続書類の提出方法に電子メールを指定している場合は、メールの不受理を防止するため、開封確認機能を有するメールソフトにて「開封確認機能」を付与して送信すること。

参考（落札者選定スケジュール）

内容	年月
入札公告	令和4年4月19日（火）
入札説明書等に関する質問・意見の受付締切 （資格審査に関するもののみ）	令和4年5月18日（水）
入札説明書等に関する質問・意見回答 （資格審査に関するもののみ）	令和4年6月2日（木）
入札説明書等に関する質問・意見の受付締切 （資格審査に関するもの以外）	令和4年6月2日（木）
入札説明書等に関する質問・意見回答 （資格審査に関するもの以外）	令和4年7月4日（月）
資格審査書類の提出	令和4年6月28日（火）～7月5日（火）
入札参加資格（技術提案に関する要件を除く） の通知	令和4年7月20日（水）
技術提案書の提出、見積書の提出	令和4年9月2日（金）～9月5日（月）
技術対話	令和4年10月12日（水）～10月14日（金）
改善通知	令和4年10月27日（木）
改善技術提案書、再見積書の提出	令和4年11月28日（月）～11月29日（火）
入札参加資格（技術提案に関する要件）の通知	令和5年1月17日（火）
入札書の提出締め切り	令和5年1月30日（月）
入札執行（開札）	令和5年1月31日（火）
落札者の決定	令和5年2月上旬
基本協定締結	令和5年2月上旬
基本契約締結	令和5年2月下旬
工事請負契約締結	令和5年2月下旬
維持管理業務委託契約締結	令和5年2月下旬